

大船渡市 プレスリリース

報道発表資料
令和7年11月25日（火）
担当：総務部防災管理室
(内線 251)

災害時の歯科医療救護活動に関する協定の締結について

1 協定の目的

災害時の歯科医療救護活動をより迅速かつ適切に実施できるよう、大船渡市と気仙歯科医師会との間で、新たに協定を締結します。

2 締結式

- (1) 日 時 令和7年11月27日（木）午後4時
- (2) 場 所 大船渡市役所 応接室（2階）
- (3) 出席者 気仙歯科医師会 会長 岩渕 由之 様

3 協定の概要

災害時、市内において歯科医療救護活動を行う必要が生じたとき、大船渡市は気仙歯科医師会に歯科医療救護班の編成及び派遣を要請し、気仙歯科医師会は救護所等で次の歯科医療救護活動を行います。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
 - (2) 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- など

4 その他

締結式当日は、気仙歯科医師会から市に対して、見舞金の贈呈も行われます。